

太陽熱・蓄熱技術研究会
運営要領

第1章 総則

(名称)

第1条 本研究会は太陽熱・蓄熱技術研究会（英文名：Society of Solar Thermal Energy and Energy Storage）と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本研究会は、事務局を東京都港区西新橋1丁目14番地2号財団法人エネルギー総合工学研究所（以下「エネ総研」という。）内に置く。

(目的)

第3条 高温太陽熱利用と蓄熱発電など蓄熱の応用に関する調査、研究、情報発信を行い、これら技術の早期の実現と発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本研究会は次の事業を行う。

(1) 高温太陽熱利用と蓄熱の応用に関する

- a. 調査
- b. 研究
- c. 会員に対する情報提供
- d. 会員同士の交流の場の提供
- d. 社会に対する情報発信
- e. 政府等への提言

(2) 前各号の事業に付帯する事業

(事業年度)

第5条 本研究会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(会員の資格)

第6条 本研究会の会員の資格は、第3条に定める研究会の目的に賛同する法人（法人会員と呼ぶ）とする。

(加入)

第7条 本研究会に加入を希望する法人は、本研究会の事務局に届け出て承諾を得た後、会費を支払うことにより加入することが出来る。

2. 加入の申込みがあったときは、幹事会においてその諾否を決定する。
3. 申込みから幹事会開催までの間、会長が諾否を仮決定することができる。

(退会)

第8条 会員は、予め本研究会にその旨を通知した上で、事業年度の終わりにおいて、退会することが出来る。

2. 前項の通知は、事業年度末の1ヶ月前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

(会費)

第9条 本研究会の運営のために会員から会費を集めることができる。会費は、法人会員会費からなる。

2. 会費の金額は1年度につき法人会員25万円とする。なお、エネ総研の賛助会員法人は、1年度につき17万円とする。金額はいずれも消費税を含むものとする。

3. 年度の途中で入会する場合についても、前項の金額を支払うこととする。また、年度途中で退会した場合、当該年度の会費は返却しない。

第4章 研究会役員、幹事会及び事務局

(役員)

第10条 本研究会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

幹事 若干名

2. 役員の任期は、就任の日から当該年度末までとする。但し、再任を妨げない。
3. 役員は、会員である法人の役員または職員とする。

(役員を選任)

第11条 会長、副会長及び幹事は、総会において選任する。

(幹事会)

第12条 幹事会は、幹事及び事務局をもって構成する。

2. 幹事会の任期は、就任の日から当該年度末までとする。但し、再任を妨げない。
3. 幹事会は、幹事及び事務局のいずれかが必要と認め、請求があったときに開催する。
4. 幹事会の議長は、幹事の互選により決める。
5. 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 事業の企画

(2) 新規入会申込みの承諾

(3) 総会に対する第14条の(1)、(2)、(4)、(5)に係わる事項についての提案

(事務局)

第13条 本研究会に事務局を置く。

2. 事務局は、本研究会の運営に関する一切の事務を執り行う。

第5章 総会及び委員会

(総会)

第14条 総会は、各会員の代表者1名を以て構成する。

2. 総会は、原則として事業年度に1回及び会長が必要と認めたときに招集し、会長が議長となる。会長に事故がある時は、副会長がその職務を代理する。

3. 総会において、次の事項を審議する。

(1) 事業計画

(2) 決算報告

(3) 役員を選任

(4) 本運営要領の改廃

(5) その他、第4条に定める事業の実施に当たり必要な事項

(関係者の出席)

第15条 総会、幹事会及びその他の本研究会が主催する会合に、会長が必要と認められた関係者の出席を求め、必要に応じ意見等を聞くことが出来る。

第6章 雑則

(細則)

第16条 この要領に定めるもののほか、本研究会の運営上必要な細則を、総会の決議を経て別に定めることが出来る。

(施行日)

1. この要領は、2020年10月6日から実施する。